

# 国民年金 だより

問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

栃木年金事務所

☎0282(22)4131

## 国民年金

老齢、障がい、死亡により基礎年金を受け取ることができません。国民年金には、第1号被保険者、第2号被保険者、第3号被保険者の3種類があり、保険料の納付方法が異なります。

### 第1号被保険者

#### ■対象者

農業等に従事している方、自営業の方、学生、無職の方など

#### ■納付方法

納付書、または口座振替などにより自分で納付  
※経済的理由等で納められないときは、免除や納付猶予の制度があります。



## 公的年金の種類と加入する制度

公的年金は、国内に住所を有するすべての人が加入を義務付けられています。年金制度は3種類あり、その人の働き方により加入する年金が決まっています。

- ・国民年金 国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人
- ・厚生年金 厚生年金保険の適用を受ける会社に勤務するすべての人
- ・共済年金 公務員・私立学校教職員等

### 第2号被保険者

■対象者 厚生年金保険の適用を受けている会社に勤務する方は自動的に国民年金にも加入(65歳以上で老齢年金を受ける方を除く)

■納付方法 厚生年金保険料に含まれ、自動的に納付される

### 第3号被保険者

#### ■対象者

第2号被保険者の配偶者で20歳以上60歳未満の方

※年間収入が130万円以上で、健康保険の被扶養者になれない方は、第3号ではなく第1号被保険者となり、自分で保険料を納める必要があります。

■納付方法 配偶者が加入する年金により一括負担

### 厚生年金

厚生年金保険に加入している方は、厚生年金保険の制度を通じて国民年金に加入する第2号被保険者に分類され、国民年金の給付である基礎年金に加えて、厚生年金をうけることとなります。

### 共済年金

共済(組合)制度は、国家公務員、地方公務員や私立学校の教職員などとして常時勤務する人が組合員として加入する制度です。

共済組合には、短期給付と長期給付があります。

短期給付は、健康保険と同様の給付を行い、長期給付は年金給付と同様の給付を行います。

## 年金生活者支援給付金の請求

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される制度です。今年度、初めて該当する方は、請求書の提出が必要です。

### ■対象者

#### 老齢年金を受給している場合

次のすべてに該当する方

- ・受給者が65歳以上であり、年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下である
- ・世帯全員の市民税が非課税である

#### 障がい基礎年金、遺族基礎年金を受給している場合

- ・前年の所得が約462.1万円以下の方

### 請求手続き

4月1日以前から年金を受給している方

対象となる方には、日本年金機構から請求手続きの案内が10月中旬ごろから順次送付される予定です。同封の請求書を提出してください。

### 4月2日以降に年金を受給し始めた方

年金の請求手続きと合わせ、年金事務所または市役所で手続きをしてください。

また、前年所得額が更正等される方で、年金生活者支援給付金の支給額等に影響が出る方(確定申告の期限延期に伴う対応者など)は、年金事務所にご相談ください。

### 不審な電話に注意!

給付金の支給のために、日本年金機構や市役所が口座番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることは絶対にありません。

不審な電話に注意し、何かあれば警察等に相談しましょう。

### ■問い合わせ先

ねんきんダイヤル

☎0570(05)1165

